

インド知財情報メール：第 2024-6 号、2024 年 9 月 18 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】ニュースレター「2024-4 インド特許法、商標法、著作権法の改正」を発行

【2】特許弁理士または商標弁理士に対する苦情を受け付けて対応する特別委員会の設置

◆◆◆-----◆◆◆----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 インドにおいて特許法、商標法、著作権法を含めて 42 の制定法が「JAN VISHWAS (Amendment of Provisions) Act, 2023」により 2024 年 8 月 1 日付で改正されました。

JAN はヒンディー語で人・民衆の意で、VISHWAS は信用・信頼・自信の意です。JAN VISHWAS (Amendment of Provisions) Act, 2023 は、信頼に基づくガバナンスを強化し、ビジネスのしやすさを促進することを目的として、犯罪を非犯罪化・合理化するために既存の法律を改正したものです。

本ニュースレターでは特許法、商標法、著作権法の改正の内容について解説いたします。

本ニュースレターは当社のホームページの「IP INFO」でご覧になれます。

【2】 特許弁理士または商標弁理士に対する苦情を受け付けて対応する特別委員会の設置

インド特許出願 No. 201911031496 は、最初の審査レポート（FER：First Examination Report）に対して拒絶理由解消期間中に応答がなされなかったため放棄されたと見なされました。出願人は不服申し立て（Saurav Chaudhary v. Union of India & Anr の事件（WP(C)-IPD 9/2023））を行いました。本出願を代理した弁護士・弁理士は、出願人に電話で FER が発行されたと伝えたといいますが、証拠はありません。出願人は代理人に数回メールを送ったという証拠を提出しました。デリー高等裁判所は原告を支持する判決を下しました。また、デリー高等裁判所は、特許弁理士（Patent Agent）および商標弁理士（Trademark Agent）の過失や不正行為に対する懸念の高まりに対応するため、インド特許庁が弁理士の行動規範(Code of Conduct)を作成するよう政府に命じました。

これを受けて、インド特許庁は、2024 年 9 月 13 日付の通知により、商工業省内局の産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade：DPIIT）が特別委員会を設置したことを公開しました。DPIIT はインド特許庁を管理監督する政府の機関です。

特別委員会のメンバーとして、特許庁長官、特許側の上席管理官、商標側の次席登録官、2 名の外部弁護士が任命されています。この特別委員会には、特許弁理士および商標弁理士の行動規範を作成するとともに、特許弁理士および商標弁理士に対する苦情を受け付けて対応する任務が与えられています。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。